

第4回 津山市下水道事業検討審議会

開催日時	令和4年8月5日（金）10：00～11：10
開催場所	津山市役所 第3委員会室
出席者	委員：8名（在任委員数：8名） 市職員：7名
傍聴者	1名
議事	全体計画区域（見直し案）の修正について
議事次第	1. 開会 （1）開会挨拶 2. 議事 （1）第3回審議会の議事録について （2）公開・非公開の採決 （3）全体計画区域（見直し案）の修正について （4）その他 3. その他 4. 閉会

【1. 開会】

（1）開会挨拶

都市建設部長：挨拶

会長：挨拶

【2. 議事】

（1）第3回審議会の議事録について

事務局：第3回審議会議事録について説明

会長 問題なければ、この議事録をお認めいただくということで記録に変えさせていただきます。第3回の議事録は承認するという事よろしいですか。

《委員から「はい」との発言有り》

会長 それでは、第3回の議事録は承認させていただきます。

（2）公開・非公開の採決

事務局 前回の第3回の会議では、全体計画見直し案として、経済性の比較、土地利用の状況や各種計画等を勘案し、主に居住誘導区域と土地区画整理事業実施地区を対象とした計画案をお諮りさせていただきました。

これに対しまして委員の皆様からは、

①区域の見直しでは、用途地域と住宅密集地は計画に残すべきではないか。

②見直しのスパンはもう少し短くして、段階的に見直した方が良いのではないかと。

③合併処理浄化槽の補助金を手厚くしてはどうか。

と、大きく分けて3つのご意見を頂戴したと思います。

第4回となります本日の会議では、前回お聴きしたご意見を踏まえ、内部で検討した見直しの修正案について、事務局から説明させていただき、その後、委員の皆様からご意見を伺いたいと考えています。

次に会議の公開・非公開についてでございます。

前回同様、会議の際ご説明いたしましたとおり、審議会規則には、出席委員の3分の2以上の多数で公開しないことができると規定されておりますが、今回の会議の内容につきましても、津山市公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当しているものはなく、公開すべきと考えています。以上です。

会 長 本日の会議内容については、津山市情報公開条例第7条各号に掲げる情報には該当しておらず、会議を公開すべきと考えます。つきましては、本日の審議会を公開とし、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

《委員から「異議なし」との発言有り》

会 長 それでは、本日の審議会は公開とし、傍聴者の入室を許可します。

(3) 全体計画区域（見直し案）の修正について

事務局：資料により説明

【質疑応答】

会 長 説明された内容について、確認されたいことがございますでしょうか。

私の方から確認させていただきたいことが2点あるのですが、1点こちらの資料（A3図面）で、先に、検討項目①の経済性の比較の説明が聞き取れませんでした。

事務局 検討項目①の経済性の比較については、検討を行ったのですが、別紙1の津山処理区では落ちるところがありませんでした。

会 長 該当がなしということですね。

事務局 はい。別紙2と別紙3の久米と勝北については、一部個別処理と書いてあるところが、該当地域になります。

会 長 津山中心部については、経済性の比較では、該当するところがなかったということで、この地域については、それを踏まえた上で検討していただいているということですね。

事務局 はい。

会 長 あと、もう1点ですが、別紙4なんですけど、別紙4で、ちょっと色がついてるところが、今回の見直し地域の赤い枠で囲まれたところがありますよね。場所で言うと、中島、平福なんですけれど、このところで色がちょっと薄くついているところは、先ほど説明にあった用途地域に該当しているところと、思った方がいいですね。

事務局 はい。中島地域になるんですが、工業の用途が指定されていまして、この地域については、用途地域ですが、全体計画区域から外す予定になっています。

会 長 もう一方の高野本郷と押入の地域については、特に該当するところはないということですね。

事務局 はい。そこは用途地域には、かかっておりません。

会 長 わかりました。他にも何か資料等でご確認されたいところが、ございますでしょうか。それでは、先ほど事務局の方からご説明がありました今後の進め方も含めて、議論を進めていただければと思います。前回の審議会では、全体計画をもう少し慎重に検討して、規模も検討して、提案をしていただくということが、意見として出てましたので、それを踏まえた見直し案ということになっております。

 いかがでしょうか。

 例えば、資料の今後の進め方のところの一番最後のページの下水道の整備については、居住誘導区域を優先的に進めるということと、普及率の向上を図るということについては、異論はないということで、よろしいか。

 整備完了までの期間はかなり長期間となりますけど、当初は160億円程度の見直し案でしたが、今回は、40億円程度をまずは削減し、対象地域から外すことで、計画の見直しをするということになっていまして、市の今後の負担額が、変わってきています。ただ、一方で適宜、期間はさておき、10年とか20年とかの長期ではなくて、比較的の短期間で区域を見直し、人口の動きを見ながら検討するというのが事務局の案ということですね。住民理解のことも含めて時間をかけながら、調整をはかっていたかかないといけないところもあるかと思います。いっぺんにここで160億円分の地域をポンッと落とすというのは、その辺のところは慎重に進めていただくという提案になっています。

委 員 ちょっと聞きたいのですが、今後の進め方の7ページ③のところ、全体計画区域から外れた場合の合併処理浄化槽の補助の新設などを検討するということですが、新設という言葉は、いわゆる補助金の増額を含めてということですか。

事務局 単市で上乗せしている分につきましては、増額も考えていきたいと思っておりますが、それに加えて、改造案件、新築ではなくて、現在、くみ取りとか単独処理浄化槽で生活をされている家の改造の場合に、配管の工事の補助というのがございまして、これが30万円上限で、国と県と市で3分の1ずつ負担する補助になっておりますが、それを津山市がまだ導入しておりませんので、その導入についても、庁内で話をしてや

っていけるようにしていきたいと担当課としては、考えております。

委 員 7人槽とか10人槽、5人槽を含めて言うと、補助金は金額的には変わらないということですか。

事務局 そうですね。今、津山市が出している補助額については、国の補助の基本額で出しておりますので。それを変えることはしませんけれども、ただ、単市としての上乗せを出しておりますので。それをもう少し増額することと、先ほど申しあげました配管工事、これに対する30万円上限ということなんですけれども、それについても、庁内で検討して実施したいと考えております。

委 員 これは新築は駄目なんですか。

事務局 はい。新築に対しては、配管の補助はありません。新築は、下水にしる、合併処理浄化槽にしる、水洗トイレにするのでしたら、配管しなければいけないので、それよりは今、単独処理浄化槽を使われていたり、汲み取り便所を使われていて、生活排水をそのまま公共水域に流されているお家について、少しでも自己負担を軽くして。早めに合併処理浄化槽に付け替えていただくことを考えています。

委 員 それは今後、上乗せを検討しているということですか。

事務局 そうですね。

委 員 今の新築に対する30万はでるんですね。

事務局 30万はでません。

新築の場合は、下水道区域で下水を繋いでも、下水のないところで合併処理浄化槽を付けられても、結局はお金が要りますので。

委 員 下水が通ってないところで、新築を建ててもいけない訳ですか。

事務局 そうですね。

委 員 それはおかしいですね。

事務局 対象が、単独処理浄化槽と汲取りからの転換ということになっていきますので、単市として新築に30万補助というのはできません。その代わりに今、5人槽で10万円、7人槽、10人槽で、15万円を単市で、下水道計画区域外については、お出ししていますが、それをもう少しアップするように、考えていきたいと思っております。

ただ、これもあくまで担当課として、こういう思いをもっておりますということで、

まだ市として認められてないので、必ず付けるとも申しませんが、この審議会の最終的な答申の中で、そういうことも必要という内容をいただきましたら、庁内での提案の後押しになるかなと思っております。

委員 それはよく聞いておかないと勘違いしますからね。

事務局 新築でも区域外の単市の上乗せは出ます。ただ、配管につきましては、既存の住宅の改造を対象にするということです。

委員 わかります。その方が大変ですから。リフォームの方が、床を剥がしたりとか、敷地が広ければ（配管を）外に出せるんですけども、狭いところで配管するスペースが全くなかったら、床を剥がして床下に配管することになると、ものすごくお金がかかる。だから、30万が上限と言われても、割と簡単にできるリフォームと、隙間がないから、床全部剥がさないといけませんねっていう時と、2種類あるので、どういう基準で30万を出されるのですか。

事務局 上限ということです。最終的に、収支の決算書をいただいておりますので、そのなかで、浄化槽本体にいくらかかったか、配管工事にいくらかかったか、というのは明らかにしていただいています。

委員 それはいくらかかろうが、改造だったら30万円が出るということではないのですか。

事務局 上限額ですので、配管がそのうち25万で終われば、25万円しか出ません。見積書で出すのではなく、最終的にいくらかかったのかです。

委員 それをよく決めておかないと勘違いする。なんでもかんでも30万もらえるんだと思う。ただ、大体、30万くらいはかかる。

事務局 今まで、配管工事にいくらかかったかというのは、収支の決算書で出しているの、それを見たところ、大体、30万くらいかかるのが実情だと思っております。

委員 しっかり出してあげてください。事業していますが、お金が無いからできない人が多いですから。

委員 今の30万の話は、全体計画区域から外れる地域に対してということで、つまり、元々、外れているところはないのですか。つまり、これは今回外れる地域にはリフォームで配管代30万を出しましょうけど、元から既に外れているところはないのですか。

事務局 それは出ます。対象になります。
目的は水を綺麗にしたいということなので。

委員　　たくさんいるんですよ。浄化槽にしたいけど、配管代が高い、本体は補助が出るけど、配管代が高いからやめておこうかというお年寄りのご家庭などがあります。

事務局　　そういうお話も聞いたりしています。補助が付けば、合併処理浄化槽を設置していただける方が増えるのかなということで。

委員　　はい、わかりました。それは良いことです。

事務局　　ただ、ここで絶対付けますとお約束は絶対はできませんが、そのように努力はしてまいります。

委員　　わかりました。

事務局　　委員さんからそのようなご意見をいただけたということは、私達も申し上げていきたいと思えます。

委員　　わかりました。

委員　　要するに、津山市を綺麗にしたいと言う意味ですね。

事務局　　津山だけでなく、全国的に川を綺麗にしたい。海を綺麗にしたいというのが、最終目的です。

委員　　実際、綺麗になっています。川でも綺麗です。前のように、オドオドしているということがないです。吉井川なども。まあ、いいことですね。

委員　　もう一件いいですか。前回の説明の時に 700 ヘクタール程の減と、それと、160 億円の減というのと、今回が、200 ヘクタールと 40 億の減という。これは、やはり、160 億が 40 億に減るというように捉えたらいいのですか。

事務局　　そうですね。前回、用途地域の一部も外して、居住誘導区域だけで試算をしていましたが、今回、用途地域は、基本的に残すということにさせていただきました。その分、やはり面積と事業費の落ちる額が減ってきたということで、ご理解いただいていると思います。

会長　　一方では、それだけの額が負担として残る訳なんですよ。

やはり、適宜、見直しをしていって、地域に理解が得られるところは、早急に下水道から浄化槽に変えていくということが、今後、検討としては必要とされる場所ですね。

事務局 会長も前回までに言われていましたが、今までは、10年ごとに見直しをかけていたのですけれども、今後は、もう少しスパンを短くし、その都度、検証といいますか、チェックし、人口減少であるとか、社会情勢、例えば、用途地域とか人口に大きな変動が出てきた場合には、適宜、見直しを入れて、検討していく必要があると思います。

会 長 結局、残った地域もすぐに整備される訳ではないので。
やはり、かなり先の話になってしまいますよね。

事務局 先ほど申しましたように、まずは認可区域の整備に全力を上げていきたいと思えます。そのあと、居住誘導区域の整備。それから、前回ご意見をいただきました用途地域、あるいは、住宅密集地域を、今回、残しておきますので、整備順位としては、やはり、そういう風な順位になります。今回、全体計画で残そうとしている整備をやり終えるのは、25年から実際には30年かかるかもしれません。そういった、長期のスパンになってきますので、そこら辺についても、適宜、状況を見ながら、見直していく必要があるのかなと思います。

会 長 確か、最初の説明の時にもう既に維持管理、要するに、更新ですよ。設備の更新の方が、すぐ何年後みたいな話で、確か、5年後10年後でしたか。更新を始めないといけない時期が、もうちょっと先でしたか。

事務局 施設の改築更新につきましては、もう行っています。

会 長 それが、何10億か何億かということで、年間にかかっているという説明があったように思うんですが、要するにその分は、下水道の予算の中から、毎年、必要なものとしてかかると。

事務局 そうですね。維持管理費は、確実に増えていくことが想定されますので、整備と維持管理、両方にお金がかかってくるということが、大きな課題です。

浄化センターとか、機械電気設備というのは、耐用年数と言って、どれだけ持ちますよというのが短いです。地下に埋まっている配管自体は、塩ビの管が入っていますが、これらについては、ある程度まだ、津山の下水道は平成の初期から始まったので、割とまだ若いということで、水道程酷いということはないです。ただ、さっき言いました機械とか電気、あと浄化センターの施設については、対応年数が20年とか、15年とか短いものが多いので、それらについては、もう更新に入っている時期なので、やっぱりそっちに向けて、維持管理費として、新たに、どんどん拡張するばかりでなく、今まで作った物を直して行かないといけない時期に既に下水道も入ってきています。だから、それだけ予算を広げて行くばかりでなく、今、作ってある物を更新する方にも予算を投入しないといけない時期にきたということで、両方をやっていかなければならないため、なかなか広げて行くのに時間がかかるという状況です。

会 長 確か、当初のお話の中で広げて行くのに、今後、例えば、今までこれくらいのスピードで広げて行ってたけど、それが大分スピードダウンしてくると、結局、来ると思った地域の人たちがなかなか来なくて、待たされて、いつまでも補助金も出ないでというのいかなものかというものが、議論としてもあったと思います。その辺とのバランスだとは思うんですよね。

事務局 私も個人的に言えば、家を建てる時に下水を待つよりは、浄化槽で補助金の上乗せを頂いた方が得というような考えです。ただ、やっぱり下水道は来て欲しいと言う人たちもいます。

委 員 その件ですけども、計画区域外のところは、10万円上乗せがありますが、(計画区域内は) その10万円がないだけで、例えば、2年後に下水来ることが分かっているけど、どうしても家を建て、浄化槽を埋めなきゃいけない人たちには、上乗せはないけど、補助金が出るんですか。

事務局 認可区域内には出ません。なので、もうあと2年で来るというようなところというのは基本的には認可区域に入っていますので、そこの方には申し訳ないんですけども、補助金をお出しできておりません。

委 員 どこから(補助が)出るんですか。

事務局 認可を取ってなければいいんですけども、認可というのが、国にこの区域については下水で整備しますということが、認められた区域になります。その区域については、浄化槽の補助金については、お出しできておりません。

委 員 では、今回、整備している区域(全体計画区域)を変えるというのとは、それとは、また違うのですよね。

事務局 はい、別紙1をご覧ください、黄色で塗ってあるところ、これが認可区域でございます、ここについては、浄化槽の補助が出ない区域になります。

下水道が行くという約束ができていたのが、黄色で塗っている地域になります。

その他の全体計画区域については、補助は出ます。計画区域外のところには、上乗せが出ます。

ですので、今回、(全体)計画から外したら、そこは上乗せの対象に入ってきます。

委 員 はい、わかりました。

委 員 それはまあ、仕方がないので、浄化槽がダメなら、汲み取り式にしておかないとしょうがない。

事務局　そこが難しいところなんです。もう少ししたら来そうというところが、本当はあると思うんです。委員さんにも相談に来られると思うのですが。

委員　アパートなどはどうですか。改造になった場合、これも30万が出るのか。

事務局　津山市はアパート等には、お出ししておりません。合併処理浄化槽の補助金につきましては、10人槽以下の専用住宅を対象にしておりますので、それ以外のアパートや、10人槽以下であっても、建て売りをされる業者さんが建てる場合であるとか、あと、借家の場合は対象にしております。

あくまで、基本的には自分が住まわれるお家に、合併処理浄化槽を付けられる場合に、ということです。

委員　大きいマンションまで出していたら敵わないですね。

事務局　財政的に余裕があればですね。単独処理浄化槽のところがあるので、変えていければとは思いますが、合併処理浄化槽自体もアパートは大きいので、高いですし、津山市としては、できておりません。

会長　先ほどの議論の中で、例えば今回は津山口の辺りが（全体計画から外す区域から）外れていましたね。前回、ここは確か、（下水道を整備する）対象から外そうという話で提案があったと思うのですが、今回の提案では、委員さんの意見を踏まえて戻されましたので、ここについては、当面、下水道が来る地域ということで、考えておくということですかね。

事務局　そうですね。全体計画区域内に残すということで、判断させていただいておりますので、合併処理浄化槽の補助は、上乗せはありませんけれども、通常の補助は出ます。

委員　だから、認可区域ではないけれども、補助金は出るということですね。

事務局　そうです。

事務局　工事については、いつになるかも全然、予定が立てられませんけれども、上乗せは無しということです。

会長　それから、全体計画から外してしまえば、10万円の上乗せが付けれるというかたちですね。だから、一概にどちらを取るかというのは、住民の意見と言うか、どっちを住民が望んでいるのかが関係してくるのかなと思います。

委員　下水道になると、下水道料金が水道に連動して上がるので、それが嫌だと言う人が多いですからね。

事務局 下水道を今までやってきた中でも、反対の地区は結構あります。やっぱりそこには、受益者が負担する原則というのがあるって、下水道が行ったところには、受益者負担金を払っていただかないといけないということが、法律上ありますので、それを払わないといけない。その上、下水道の（接続）工事をしないといけないということで、結構なお金がかかる。だから、下水道は来て欲しくない。と、いう声も今までずっと聞こえてきています。それとは逆に、やっぱり下水道は来て欲しいという声と、分かれるんです。

会長 今回、ここにきて性急に、地域をパッと落としてしまって、地域の住民の方の意見とか、ご希望とかを無視するかたちでパッと決めるんじゃないかと、ちょっと時間をかけて、5年くらいの中に早急に話をさせていただいて、例えば、合意が得られたところは、外していくとかというようなことも、ありなんじゃないかなということも個人的には思ったりもします。早く外してあげた方が、有り難い地域もあったり、なんで外すんだと怒られる地域もあったりというか。

事務局 個々の意見を聞いたら、（そのような意見は）必ず出ます。

会長 最低限、地域で決めていただくというか、ある程度、反映させる仕組みがないといけないかなと思います。

委員 受益者負担は敷地面積によって違うんですかね。私の東一宮の友達が、受益者負担として70万円だったか、結構、大きい金額を言われて、困っている。

事務局 平米560円です。

委員 あの辺、土地区画整備事業をしているので、一軒一軒の土地が広いんですね。

事務局 津山市が下水道事業に取りかかった時から、1平米辺り560円という負担金を決めてまして、値上げもしてない代わりに値下げもしていない。ただ、ちょうどその後、市町村合併があったので、地区によっては受益者の負担・分担の考え方がちょっと違うんですけども。

事務局 津山処理区の場合だと560円なので、1反で56万円ということになります。元々、中心部の方はそれぞれ土地が狭かったんで、それほど、負担金についても高額になっていないんですが、段々、周囲に広がってくることによって、一軒のお家の敷地が広がるということで、一軒のお家に負担をお願いする金額が高額になってきています。そういうのもやっぱり、来てもらわない方がいいという意見の理由になっている部分があると思います。

委員 家の大きさじゃなくて、土地の大きさなんですね。お庭の分も。

事務局 そうですね。

委員 宅地にする場合に、面積だけを分筆して、小さくして出したらいいのでは。

委員 そんなことできるんですか。

事務局 宅地だけじゃなくて、雑種地も同じようにいただくんです。ですから、駐車場であってもいただいておりますし、猶予できるのは、農地、山林、池とか、そのくらいで、結局、もう下水が整備されていて、いつ建物を建てても接続すれば流せるということで、それが受益ということで、受益者負担金をいただくようになっております。

委員 建物だけの平米じゃないんですね。

事務局 違いますね。土地の面積ですね。

結局、それを第三者に売った時に、この土地は下水道が来てますよという土地だったら、土地の価値が上がるんです。だから、売る時に下水が来てることによって高くなります。来ているところと来ていないところで、そこで差が出るので、どうしても、土地にかけざるを得ない。

委員 大きい土地を買って、小さい家を建てたら損ですね。

会長 そうですね。

あとは、いかがでしょう。何かご意見とか。

委員 すみません、もう一点お聞きしたいんですけれど、よく聞いています維持管理費の増加や、人口減によります使用量の減ですけれども、これが、5年後とか10年後の統計的なものが出ておれば、教えていただきたいと思うんですけれども、その辺どうですか。

事務局 人口の推移につきましては、社会保障・人口問題研究所、社人研と言う国が設置している機関の将来の人口推計で、いろいろな計画を立てる時によく使う数値です。現在、令和22年度までの人口推計が出ておりまして、例えば、旧津山市であつたら、令和22年で、約73,300人とかですかね。というような数字が出てます。旧町村ごとにも出てますが、例えば旧勝北町ですと、令和22年は4,560人ですとか、その次が、旧久米町でしたら、4,550人とか、そういうような人口推計が、社人研の資料では出ております。というようなことで、よろしいでしょうか。

ただ、申し訳ないんですが、使用料につきましては、その時にいくらくらいになるのかというのは、具体的には算出はしておりません。最近の動向を見て、使用していると思われる人口の伸びに対して、使われている水の量が伸びてないということで、人口が減って行けば当然これも伸びなくなって減って行くだろうという考えを持っております。それから、前にお話したかもしれませんが、節水型の便器とか、こういうのがあつ

て、一軒あたりに使われる水量が減っていると思われます。なので、接続人口が増えている割には、流していただく汚水の量が増えてないということで、これはこの先も、やっぱり節水型に変えられていけば、こういうことも増えていくのかなと、捉えております。

会 長 社会としては、そのほうが望ましいというか、やはり下水が少なくなる方が良い訳ですから。

事務局 ただ、経営する側としましては、やはり頂くものが少なくなっても、維持するのにかかるお金はそんなに無茶苦茶に減らないと思います。

電気代とか、その辺は、少々水量が減ってもそんなに大きく変わってきたりはしません。維持管理のお金はそんなに減ってないのに、入ってくる水量が減ったから、結局、入ってくるお金も減ってきました、恐らく、この先も続くだろうと捉えております。こういうことも考えた中で、縮小も考えて考えていこうとしているところです。

会 長 議論のひとつとしては、今後、コンパクトシティ化っていうんですかね。中心部は都市機能がきちんと整備されているということと、郊外に関しては、自然もたくさん残っているし、ただ一方では、必要な住宅の排水の処理とかはきちっとした住環境を提供するというのを、目指すという方向性ですよね。これが、きちっと確認できていけば、自ずと行政的な方針というのが決まってくるのかなと思うんです。で、見直しについては、事業費のことについては、まだ分からないところがあるということですけど、もうちょっと、検討したら弾き出せますか。例えば、今回の審議会までに弾き出すということができるのでしょうか。基本的には、大体の概算的なところは出せるんですか。そこは難しかったら、しょうがないかなと思うんですけど。

事務局 事業費については、一応、面積案分で概算として示しておりまして、もっとシビアになってくると、その地域ごと、大字ごとぐらいには出せると思います。

会 長 概算でいいと思うんです。大体、この地域はこれくらいみたいなのでもいいのかなと思うんですけど。

事務局 公共下水を道路の中に入れて各家に行った時に、一軒につき幾らというのは、大体出てくるんですけど、やっぱり、北園とか人口が集中しているところは、一軒あたりが安いんです。でも、やっぱり、田舎に行けば行くほど、一軒一軒が離れているから、一軒あたりの金額がかなり高額になります。やっぱり、そうなることで、こういう離れたところが、縮小を考えないと工事費が追いついていかないというのがあります。

会 長 どんどん割高になっているということですね。

事務局 割高です。だから、受益者負担を、例えば 100 万いただいても、工事費一軒当たり、

たぶん田舎に行ったら、200万以上かかるんです。このところ出てくる設計書を見て、取り出し汚水マスが何個と分かるんですけど、その汚水マスというのが、一軒の家到一个ずつ付けるんですけど、その汚水マスが、例えば10個なのに、2,000万工事費がかかりますと、一軒あたり200万。それが昔だったら一軒あたり100万で出来ていたというような状況が、最近、設計書を見ていたら出てきている。やっぱり、周辺に散らばって行くにつれて、工事費が割高になっています。

会 長 昔は、周辺地域というのは、これから人口が増えるだろうから、そこに予め（下水を）引いておけば、人口も増えてきて、家も建って、結局いいでしょということだったんですけど、そこは結局、伸びが悪くなってきているということですね。

事務局 下水道も昔、初めの頃は、津山も今後、発展するだろうという考えがあったと思います。ということで、こういう全体計画もかなり広いものを作ってしまったんじゃないかと思います。ただ、今は全国的に人口が減ってきて、さっき言うたように、水道料金が下水道料金の基になっていていますが、水道の料金もかなり苦しくなっているようです。やはりトイレにしても、昔は紐を引っ張ったら、タンクの水がいっぺんにダツと流れていたのが、今は、出てくる水が僅かで流せるんです。その違いで、下水道料金も影響が大きいです。水道料金も同じですけど。

委 員 節水型になってますからね。洗濯機でもそうでしょう。

委 員 ドラム式にすれば、お水も少ないし。

委 員 前は、いっぱいにならないと洗濯できなかったのが、今は、少なくともいいでしょう。

事務局 洗濯機は掛け流しでしたからね、昔は。

委 員 トイレは、15、16年前が、一回流すのが平均10リットルくらい。今が、節水型で、大体4リットルから5リットルくらいになったんです。だから、水道料金は、全然、変わると思います。でも、その頃付けた人が、便器を今、交換しているようなので、便器の寿命が大体14、15年で大抵は交換になります。だから、みんな水道料金がかなり安くなるから替えられます。

事務局 タンクの中にペットボトル入れて、水の貯める量を減らすとかいうのを、よく使っていますけどね。

委 員 たぶん、今はないなくなってきました。タンクレスだから。

委 員 今はタンクレス、タンクすらない。

委員 一体型で。見えないけど、小さいタンクがあるんですよ。5リットルしか流さないから、昔みたいに大きなタンクは要らないんですよ。だから、見た目は一体型。それか、水道直結タイプのどちらかですね。

事務局 先ほど会長からありました詳細に事業費が出せないかなということにつきまして、今、約40億円の減少となっていると、申し上げております。この40億円につきましては、ここはまだ全然、設計も出来ておりませんというところですので、本来であれば、下水道管が何キロあるから、ここは概ねいくらだろうというような計算で概算を出すんですけども、ここについては、全く設計をする段階にもないため、面積案分でしか出すことができません。で、今申し上げた40億円につきまして、その内訳はと聞かれたら、大字ごとにでしたら、この地区はいくらというようなことは、面積的には出せると思うのですが、詳細にというようなことは、ちょっと難しいです。

会長 ごめんなさい。ちょっと発言がおかしかったかもしれません。僕があつたらいいな、と思ったのが、今回全体計画から外さなかったけど、今後、見直しをしていこうと思っている地域の大枠っていうんですかね。いわゆる大雑把なところ。40億円の中の細かい話じゃなくて、今回、漏れた160億から40億円引いた、120億円分のところの、大体、この地域はこれくらいかかりますよというのが、もし分かるんだったら、何か見通しがつくのかなと思ったんですけどね。あってもいいのかなと思ったんです。

事務局 これも、面積按分でしたらその地域ごとには出すことは可能です。

会長 それは今回、その40億円と出されたのと同じような計算。

事務局 そうですね。面積按分でしか、詳細な図面がなにもございませんので、ということでご了解いただければと思います。

会長 まあちょっと、委員が言われたのと趣旨がちょっと違ってたのかもしれないんですけど、なにか基準というか。

委員 なにかそういう数字的な物があれば知りたい。

事務局 例えば勝北でいくら減になるとか、久米でいくらとかか。

委員 全体的でいいので。

事務局 勝北地区とか大吉をカットしたら、どのくらいの事業費が減るだろうとかであれば、可能だと思います。例えば、今回復活させている大谷の辺りが、再度、5年後とかに見直しをかけた時に、やっぱり、あそこは新たな家が建たないし、お年寄りしかいないし、また改造もないだろうと言うことで外そうとなった時に、そこがどのくらいの額になるかというのは、多分可能だと思います。その面積で出すことができると思います。

委員 そのレベルでいいと思います。

事務局 ただ、時々特殊な工法をとらないといけない地区が出てきたりした場合、ちょっとそれはかなりの誤差が。例えばトンネルと、普通の下水管なら道路の上から掘ればいいんですけど、トンネルも掘らないといけない場所もあると思います。そういうときちょっと割高になる場所については、かなり誤差が出る場所もあると思います。

会長 それはもう仕方が無いかなと思います。実際もうほんと、概算でいいと思います。

事務局 平福、中島地域を迎えに行こうと思ったら、どうしても川の下を行くとか、あるいは、橋に添架するとか、ポンプが必要になってきたり、個別に見たら割高な事業費になるところもあると思うのですが、先ほども言いましたように、面積按分ということであれば、お示しできると思います。

会長 まあ、単純に面積と単価ですかね。そうすると、私たちも、この地域を残したら大体どのくらいかかるんだなとなんとなくわかるので、そこらへんも、今後の5年後とか10年後とかの検討の時に参考になるかなと。

事務局 参考資料としても、持っておいてもいいかと思います。

会長 あと何かご意見とかございますでしょうか。

委員 先ほど、思ったほど下水に流れる水量が増えてないという話があったんですけど、今持ってる津山市の下水の処理能力が過剰だったりするわけではないですよ。規模が実は過剰なのではないか、そういう気もするんですけどそういうことはないでしょうか。

事務局 将来的なものも含めて用地を買って整備してるのですが、処理をする棟が何列かありまして、それを足りなくなったら増設として行きますので、それで土地の方はちょっと大きめにはなっています。ですが、処理施設自体は、今は適正な範囲です。

増えたらもう一列処理をする能力を増やすような格好で浄化センターを作っています。だから、土地に関しては、ちょっとお金をかけ過ぎたかなっていうのがあるかもしれませんが、今の施設だけでまかなえているんで、決して過剰であるということはないです。次を作るときには過剰と言われるかもしれませんが。ただ、そこは結局は難しいじゃないですか。これだけ節水があって、人口が減っていくと。だから、新しい施設よりは今の施設を長寿命化するお金の方が必要になってくるわけです。

委員 空き家も大分増えているし。

会長 他にはよろしいですか。

委員 今後の進め方の②で、全体計画区域の縮小を検討していくと書いてあるんですけど、縮小ありきで、今落ちたような押入とかが復活するということはもうないんですか。

事務局 そこについては、一度全体計画区域から落として、再度全体計画区域内に入れるのは、それなりの理由が必要だろうと指摘をされています。何か大きく人口が増えるような要素がその地域に出て、下水道で整備することが有利ということになれば、改めて全体計画区域に入れることも可能だとは思いますが。ただ、岡山県とも協議するなかでそこについては慎重に検討して欲しいと伺っています。一度落とすと戻すのはそれなりの理由が必要になるだろうと聞いております。

会長 地元の理解が全く得られないということになったら、考えないといけないという感じですか。そういう余地もない感じでとりあえずお願いしますという感じですか。

事務局 一応は地元の説明に回って、意見は聞きますし、それぞれの代表の方にも全部お話をさせてもらいます。この縮小をかけるところについては、そのときにどういう反応が来るかによって、それを外した方がいいんですよっていうのを、説明することも私たちの仕事と思っています。

会長 一応、地元とのやりとりの中でご理解をいただいたうえで外すという流れになるということですね。

事務局 そのやり方が一番望ましいと思っています。
もちろんそこ選出の市議会議員さんにも、全部説明してまわらないといけないでしょうし。

会長 戻された方がいい要素があるという意味ですか。

委員 落としたけど復活の可能性があるというか、落とすのありきですか、どうなのかなと思って。

事務局 先ほど説明させていただいたように何か特別な理由がないと、一回落として次にもう一度同じ地区を上げますということは、基本的にはできないということです。この状態のまま、人は多少増えている区域はあるかもしれませんが、劇的に増えるということが無い限りは、落としたらその場所は浄化槽の整備の区域としてやっていく。落としたら、以後、特別な理由がない限りは、浄化槽の整備ということで考えております。

極端な理由になりますけど、例えば大災害が来ましたと、大地震が来ましたと、今回落としたところ一面が焼け野原になってしまって、新たな街を作りかえないといけないというようなときに、区画整理を始めるとしたら、例えば、下水道が行った方がいいのではないかというような、そういう何かしらのそこへ人が改めて集まるような政策が取られるようなことがあったら、もう一回考え直さないといけないと思います。

予定としてそういうことがないので、今回落としたら基本的には浄化槽の整備区域としてやらせてもらおうと思っています。

委員　まあ津山はなんにもないところですからね。

事務局　下水道だろうと浄化槽だろうと、きれいになる水は一緒ですから。

委員　25年でしょう。一世代変わるんです。完成する頃になったら、今若い子育て世代の人たちがもう50代、60代になって、忘れた頃に下水道が来るという。

会長　そうですね。そういうことですね。

事務局　今頃って言われるのが、今から頭に浮かびます。

委員　25年ってというのが大きいなって。

事務局　何で今頃来て負担金払わなければいけないのかといわれるのがもう。

会長　その観点からも早めに見直ししていくのが、行政サービスからしたらいい話なのかなと思います。

委員　話のタイミングの確認なんですけど、地域の説得があるという話だったんですが、基本的には我々の答申が出て、市が決定するということになると思うんですけど、地域への説得、説明はどのタイミングで入るんですかね。我々の答申の後、それとも前、どの辺りで。例えば今回の押入とか、中島だったりとか。

事務局　説明は今後回っていきこうかなと思っています。答申の前までには、概ね地元の意見を吸い上げておきたいと思っています。次回の第5回の審議会では一通り回ってみてその感触を委員の皆様にお伝えできればと思っています。それから後の答申に意見を踏まえていただくかどうかは、タイミング的にはどうなるかはからないんですけども、次回の審議会ではある程度その地区の様子なりを報告できたらなと思います。

委員　答申を出す前に一応はなんとなく意見は聞けるような感じですね。

事務局　はい、そういうスケジュール管理になっております。

会長　他にはよろしいですか。

最終確認ですが、別紙2と別紙3のところについては、委員の方々には特にご異論はなかったということでもよろしいですかね。どうしてもあの津山の中心地域のことが議論されたような形ですけど、久米とそれから勝北については、見直しについては、妥当で

あると。

では、他にご意見とかございませんか。

長時間のご議論、ご意見、ご要望をいただきまして、ありがとうございました。それでは、他にご意見ご質問等がないようですので、事務局的には、本日の審議における意見を踏まえて、次回の審議会において、検討した結果の報告をお願いしたいと思います。また、先ほど地元の方にも説明されるということでしたので、地元説明会での地元住民の意見等につきましても、次回の審議会の方で報告をいただいて、私たちが確認した上で審議の方をまとめていくという形にしたいと思っております。

(4) その他 特になし

【3. その他】

次回開催について

事務局 9月29日(木)14:00開催を考えている。

<了承される>

【4. 閉会】